

日薬連発第 187 号
2024 年 3 月 21 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会
(押印省略)

【周知依頼】再配達削減 PR 月間について (依頼)

標記について、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より、下記及び別添のとおり周知依頼がありましたので、貴団体加盟企業に周知方よろしくお願ひします。

【「厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課」からの連絡文】

本年 4 月より、トラック運転者に時間外労働の上限規制が適用となることを踏まえ、国交省主導で 6 省庁（国交・経産・農水・厚労・環境・消費者庁）協力のもと、再配達削減 PR*を実施することとなりました。

※本 PR では、トラック運転者が再配達によって長時間労働になることがないよう、時間指定活用、置き配などにご配慮いただくようお願いするとともに、ご協力いただける企業様に自社サイト等で周知をお願いするものになります。

つきましては、以下のとおり周知依頼がまいりましたので、貴会内においても周知のほどよろしくお願ひいたします。

=====

本年 4 月よりトラック運転者への時間外労働上限規制適用されることとなりますが、こちらと関連して、厚生労働省では国土交通省発案の 4 月 1 日から開始される再配達削減 PR 月間に協力させていただくこととなりました。

再配達削減 PR 月間は、トラック運転者の長時間労働の原因の一端を担っている再配達を削減すべく、

- ・時間帯指定の活用
- ・各事業者の提供しているコミュニケーション・ツール等（メール・アプリ等）の活用
- ・コンビニ受取や駅の宅配ロッカー、置き配など、多様な受取方法の活用
- ・発送時に送付先の在宅時間を確認

といったことを、消費者となる国民の皆様幅広く呼びかけていくというものとなります。

つきましては、企業様からも自社サイト等で別添のバナー画像を掲載いただく等本PR月間にご協力いただけないかと思い、ご連絡させていただいた次第でございます。

再配達削減PR月間にご協力いただける企業様については、国土交通省の特設ページにて、協力企業のリストを掲載させていただくことも可能となっておりますので、掲載をご希望される方は、別添 Excel ファイルを PDF 依頼文に記載の「国土交通省物流・自動車局 物流政策課」の担当まで送付いただければ幸いです。

【ご依頼文】

※PDFにおいて、周知にご協力いただける企業の連絡期限が13日と記載されておりますが、PR月間中であれば、いつ連絡があっても掲載を断るものではなく、送付があればリストは随時更新されるということです。

【バナー画像】

お手数おかけしますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。